

第 13 号議案

東大和市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

東大和市心身障害者福祉手当条例（昭和49年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第3条中「掲げる額」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条各号を次のように改める。

（1）知的発達の遅滞の程度が中度以上若しくは身体障害の程度が2級以上である場合又は脳性麻痺若しくは進行性筋萎縮症を有する場合 月額1万5,500円

（2）知的発達の遅滞の程度が軽度又は身体障害の程度が3級若しくは4級である場合 月額6,100円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。